

## 児童発達支援ガイドライン（素案）

### 第 1 章 総則

平成 24 年度の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）改正において、障害のある子どもが身近な地域で適切な支援が受けられるように、従来の障害種別に分かれていた施設体系が一元化され、この際、児童発達支援は、主に未就学の障害のある子どもを対象に発達支援を提供するものとして位置づけられたものである。

この後、平成 26 年 7 月に取りまとめられた障害児支援の在り方に関する検討会報告書「今後の障害児支援の在り方について」において、「障害児支援の内容については、各事業所において理念や目標に基づく独自性や創意工夫も尊重されるものである。その一方で、支援の一定の質を担保するための全国共通の枠組みが必要であるため、障害児への支援の基本的事項や職員の専門性の確保等を定めたガイドラインの策定が必要」との提言を受けたところである。このため、平成 27 年 4 月に、提供される支援の内容が多種多様で、支援の質の観点からも大きな開きがあるとの指摘がなされている状況にあった放課後等デイサービスについて、「放課後等デイサービスガイドライン」を策定したところである。

児童発達支援については、平成 24 年 4 月では、約 1,700 カ所の事業所数であったが、平成 28 年 10 月には、約 4,500 カ所となっているところであり、この事業所数や利用者数は、放課後等デイサービスに次いで増加している状況にある。

このような状況にある中、児童発達支援についても、支援の質の確保及びその向上を図り、障害のある子ども本人のための発達支援を提供していく必要がある。このため、今般、児童発達支援が提供すべき支援の内容を示し、支援の一定の質を担保するための全国共通の枠組みを示すために、「児童発達支援ガイドライン」を策定するものである。

なお、本ガイドラインは、児童発達支援を実施するに当たって必要となる基本的事項を示すものであるが、ここに記載されている内容を機械的に実行していけば質の高い支援提供が確保されるというような、手取り足取りの事業マニュアルではない。各事業所には、本ガイドラインの内容を踏まえつつ、各事業所の実情や個々の子どもの状況に応じて不断に創意工夫を図り、提供する支援の質の向上に努めることが求められる。

#### 1 目的

- (1) この「児童発達支援ガイドライン」は、児童発達支援センター及び児童発達支援事業所（以下「児童発達支援センター等」という。）における児童発達支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるものである。

- (2) 各児童発達支援センター等は、このガイドラインにおいて規定される児童発達支援の内容等に係る基本的な事項等を踏まえ、各児童発達支援センター等の実情に応じて創意工夫を図り、児童発達支援センター等の機能及び質の向上を図らなければならない。

## 2 障害児支援の基本理念

・ 障害児支援のあり方に関する検討会報告書（平成26年7月16日）等を基に記述

### (1) 障害のある子ども本人の最善の利益の保障

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第1条において、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」と規定され、児童福祉法第2条第1項において、「全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。」と規定されている。このように、障害児支援を行うに当たっては、障害の種別にかかわらず、障害のある子ども本人の意思を尊重し、子ども本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要である。

### (2) 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進と合理的配慮

障害者権利条約では、障害に基づくあらゆる差別（「合理的配慮」の不提供を含む。）の禁止や障害者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の促進等が定められている。

地域社会で生活する平等の権利の享受と、参加・包容（インクルージョン）の考え方に立ち、障害の有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進していくことが必要である。

### (3) 家族支援の重視

障害児支援を進めるに当たっては、障害のある子どもを育てる家族の支援が重要である。障害のある子どもに対する各種の支援自体が、家族の支援の意味を持つものであるが、子どもを育てる家族に対して、発達の各段階に応じて子どもの「育ち」や「暮らし」を安定させることを基本に置いて丁寧な支援を行うことにより、子ども本人にも良い影響を与えることが期待できる。

- (4) 障害のある子どもの地域社会への参加・包容を子育て支援において推進するための後方支援としての専門的役割

障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を進めるため、障害のない子どもも含めた集団の中での育ちをできるだけ保障する視点が求められるものであり、障害児支援を、施設・事業所等が持っている専門的な知識・経験に基づき一般的な子育て支援をバックアップする後方支援として位置づけ、保育所等訪問支援等を積極的に活用して保育所等の育ちの場における障害のある子どもの支援に協力できるような体制づくりを進めていくことが必要である。

また、障害のある子どもの健やかな育成のためには、子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る必要がある。

### 3 児童発達支援の役割

- (1) 児童発達支援は、児童福祉法第6条の2の2第2項の規定に基づき、障害のある子どもに対し、児童発達支援センター等において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を提供するものである。
- (2) 児童発達支援センター等は、児童福祉法等の理念に基づき、障害のある子どもの最善の利益を考慮して、児童発達支援を提供しなければならない。
- (3) 児童発達支援センター等は、障害のある子ども又はその疑いのある子どもに対し、個々の障害の状態や発達の状態等に応じた発達上の課題を達成させていくための本人への発達支援を行う他、子どもの発達の基盤となる家族への支援に努めなければならない。また、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等と連携を図りながら支援を行うとともに、専門的な知識・経験に基づき、保育所等の後方支援に努めなければならない。
- (4) 特に、児童発達支援センターは、地域における中核的な支援として、保育所等訪問支援や障害児相談支援、地域生活支援事業における巡回支援専門員整備や障害児等療育支援事業等を実施することにより、地域の保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等に対し、専門的な知識・経験に基づく支援を行うよう努めなければならない。
- (5) 児童発達支援の目的を達成するため、専門性を有する職員が、保護者や地域の様々な社会資源との緊密な連携の下に、障害のある子どもの状態等を踏まえて支援を行わなければならない。

## 4 児童発達支援の原則

・ 保育所保育指針等を参考に記述

### (1) 児童発達支援の目標

- ア 乳幼児期は、障害の有無に関わらず、子どもの生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期である。このため、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来を作り出す力の基礎を培うために、児童発達支援センター等においては、障害のある子どもの状態等に十分配慮しながら、子どもの成長を支援する必要がある。
- イ 児童発達支援においては、早期から継続的な支援を行い、将来の子どもの発達・成長の姿を見通しながら、日常生活や社会生活を円滑に営めるよう、今、どのような支援が必要かという視点を持ち、子どもの自尊心や主体性を育てつつ発達上の課題を達成させることが必要である。
- ウ 児童発達支援センター等は、通所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、児童発達支援センター等の特性や児童発達支援に携わる職員の専門性を活かして、支援に当たる必要がある。

### (2) 児童発達支援の方法

児童発達支援の目標を達成するために、児童発達支援に携わる職員は、次の事項に留意して、障害のある子どもに対し、発達支援を行わなければならない。

- ア 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。
- イ 子どもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。
- ウ 子どもの発達や障害特性について理解し、一人一人の発達過程に応じて児童発達支援を行うこと。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。
- エ 子どもの相互の関係作りや互いに尊重する心を大切にし、個別又は集団における活動を効果あるものにするよう援助すること。
- オ 子どもが自発的、意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように支援を行うこと。
- カ 子どもの成長は、「遊び」などを通して促されることから、職員が適切に関わる中で、「遊び」などを通し、具体的な発達支援を行うこと。
- キ 単に運動機能や検査上に表される知的能力の向上にとどまらず、「育つ上での自信や意欲」、「発話だけに限定されないコミュニケーション能力の向上」、「自己決定、自己選択」なども踏まえながら、子どものできることに着目し、それを伸ばす支援を行うこと。

ク 一人一人の保護者の状況やその意向を理解し、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること。

### (3) 児童発達支援の環境

児童発達支援の環境には、児童発達支援に携わる職員や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、更には自然や社会の事象などがある。児童発達支援センター等は、こうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意しつつ、計画的に環境を構築し、工夫して児童発達支援を行わなければならない。

ア 子ども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことができるよう配慮すること。

イ 子どもの活動が豊かに展開されるよう、児童発達支援センター等の設備や環境を整え、児童発達支援センター等の保健的環境や安全の確保などに努めること。

ウ 子どもが生活する空間は、温かな親しみとくつろぎの場となるとともに、生き生きと活動できる場となるように配慮すること。

エ 子どもが人と関わる力を育てていくため、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を整えること。

### (4) 児童発達支援の社会的責任

ア 児童発達支援センター等は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して児童発達支援を行わなければならない。

イ 児童発達支援センター等は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、当該児童発達支援センター等が行う児童発達支援の内容を適切に説明しなければならない。

ウ 児童発達支援センター等は、通所する子ども等の個人情報適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対し、その解決を図らなければならない。

## 5 障害のある子どもへの支援

乳幼児期は、障害の有無に関わらず、周囲との信頼関係に支えられた生活の中で、適切な環境や活動を通じて子どもの健全な心身の発達を図りつつ、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期である。

また、障害のある子どもが児童発達支援を利用する時期は、子どもの成長が著しく、発達の基礎となる大切な時期である。

このため、児童発達支援に携わる職員は、子どもの発達の特性や発達過程及び障害特性を理解し、発達及び生活の連続性に配慮して児童発達支援を行わなければならない。また、子ども自身の力を十分に認め、一人一人の障害の状況や発達過程に応じた適切な援助及び環境構成を行うことが重要である。

また、3歳未満の障害のある子どもの場合には、健康状態が不安定であること、生

活習慣の育成に困難を伴うこと、保護者の障害受容に困難を伴う時期であるとともに親子関係の形成期にあること等を踏まえながら、子どもの心身の発達等に即して支援を行う必要がある。

3歳以上の障害児の場合には、個の成長と、子ども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮しながら支援を行うとともに、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点から、できる限り多くの子どもが、保育所や認定こども園、幼稚園の利用に移行し、障害の有無に関わらず成長できるように、児童発達支援センター等においては児童発達支援計画を組み立てる必要がある。

## 第2章 児童発達支援の提供すべき支援

児童発達支援センター等においては、子どもの支援として、保育所保育指針の「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」及び「表現」のねらい及び内容に準じて支援にあたりるとともに、障害のある子どもが家庭や地域社会で健やかに育つために、「児童発達支援」を提供するものとする。

この児童発達支援は、大別すると、「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」からなり、障害のある子どもの個々のニーズに対し、支援ごとの「ねらい」を達成するために、それに必要な「支援内容」を具体的に提供しながら、総合的に支援を行うものである。

また、発達支援のうち、「本人支援」は、障害のある子どもの発達の側面から、心身の健康や生活に関する領域「健康・生活」、運動や感覚に関する領域「運動・感覚」、認知と行動に関する領域「認知・行動」、言語の獲得に関する領域「言語・コミュニケーション」、人との関わりに関する領域「人間関係・社会性」の5領域にまとめられるが、これらの領域の支援内容は、お互いに関連して成り立っており、重なる部分もある。

また、「本人支援」の各領域に示す「ねらい」及び「支援内容」は、子どもが家庭や地域社会における生活を通じ、様々な体験を積み重ねる中で、相互に関連を持ちながら達成に向かうものである。このため、「本人支援」だけでなく、「移行支援」や「家族支援」、「地域支援」を通して、育ちの環境を整えていくことが極めて重要である。

さらに、発達支援により得られた、障害のある子どもが健やかに育っていくための方法について、大部分の時間を過ごす家庭や地域に伝えていくことも重要である。

### 1 児童発達支援の内容

児童発達支援は、障害のある子どもに対し、身体的・精神的機能の適正な発達を促し、日常生活及び社会生活を円滑に営めるようにするために行う、それぞれの障害特性に応じた福祉的、心理的、教育的及び医療的な援助である。具体的には、障害のある子どものニーズに応じて、発達支援、家族支援及び地域支援を総合的に提供していくものである。

#### (1) 発達支援

##### ア 本人支援

「本人支援」の大きな目標は、障害のある子どもが、将来、日常生活や社会生活を円滑に営めるようにするものである。また、児童発達支援センター等で行われる本人支援は、家庭や地域社会での生活に活かされるために行われるものであり、保育所や学校等に引き継がれていくものである。

本人支援においては、障害のある子どもの個々のニーズにあった質の高い支援の提供が必要であり、そのためには、児童発達支援センター等において、子どもそれ

ぞれに児童発達支援計画を作成し、これに基づき、標準的な支援を提供していくものである。

この児童発達支援計画の作成にあたっては、標準化されたツールにより、子どものニーズを把握するためにアセスメントを行うことが必要である。この際は、子ども本人の発達などの状況や家族・地域社会の状況のみならず、子どもや家族の意向を適切に把握することが必要である。

このアセスメントを踏まえ、児童発達支援計画に、子ども本人のニーズに応じた「支援目標」を設定し、それを達成するために必要な支援について、「本人支援」の5領域に示した「支援内容」から必要な項目を適切に選択し、その上で、具体的な支援内容を設定するものである。なお、「本人支援」の5領域から選択した「支援内容」の項目についても、具体的な支援内容と共に、児童発達支援計画に明記することが必要である。また、「いつ」、「どこで」、「誰が」、「どのように」、「どのくらい」支援するかということが、児童発達支援計画の中に常に明確になっていることが必要である。

また、適切な支援を提供するためには、適時のモニタリングにより、必要な場合にプログラムに修正を加えるなどを行う支援の一連の流れ、すなわちP D C A (Plan→Do→Check→Action) サイクルが必要である。

なお、これらの支援の結果は、記録・評価され、次の支援に活かしていくものである。

## (ア) 健康・生活

### a ねらい

- (a) 健康状態の維持・改善
- (b) 生活のリズムや生活習慣の形成
- (c) 基本的な生活スキルの獲得

### b 支援内容

- (a) 健康状態の把握  
健康な心と体を育て自ら健康で安全な生活を作り出すことを支援する。  
また、健康状態の常なるチェックと必要な対応を行う。
- (b) 健康の増進  
健康な生活のリズムを身に付け、楽しんで食事ができるよう支援する。  
また、病気の予防や安全への配慮を行う。
- (c) リハビリテーションの実施  
日常生活や社会生活が営めるよう、それぞれの子どもの適した身体的、精神的、社会的訓練を行う。



(d) 基本的な生活スキルの獲得

身の回りを清潔にし、食事、衣類の着脱、排泄など生活に必要な基本的技能を獲得できるよう支援する。

(e) 構造化など生活環境を整える

生活の中で、さまざまな遊びを通して学習できるよう環境を整える。また、障害特性に配慮し、時間や空間を本人に分かりやすく構造化する。

(イ) 運動・感覚

a ねらい

(a) 姿勢と運動・動作の向上

(b) 姿勢と運動・動作の補助的手段の活用

(c) 保有する感覚の総合的な活用

b 支援内容

(a) 姿勢と運動・動作の基本的技能の向上

日常生活に必要な動作の基本となる姿勢保持や上肢・下肢の運動・動作の改善及び習得、関節の拘縮や変形の予防、筋力の維持・強化を図る。

(b) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用

姿勢の保持や各種の運動・動作が困難な場合、姿勢保持装置など様々な補助用具等の補助的手段を活用してこれらができるよう支援する。

(c) 身体の移動能力の向上

自力での身体移動や歩行、歩行器や車いすによる移動など、日常生活に必要な移動能力の向上のための支援をする。

(d) 保有する感覚の活用

保有する視覚、聴覚、触覚などの感覚を十分に活用できるよう、遊びなどを通して支援する。

(e) 感覚の補助及び代行手段の活用

保有する感覚器官を用いて状況を把握しやすくするよう眼鏡や補聴器など各種の補助機器を活用できるよう支援する。

(f) 感覚過敏への対応

感覚や認知の特性を踏まえ、自分に入ってくる情報を適切に処理できるよう支援し、特に感覚の過敏さや認知の偏りなどの個々の特性に配慮する。

## (ウ) 認知・行動

### a ねらい

- (a) 認知や行動の発達
- (b) 空間・時間、数などの概念形成の習得
- (c) 対象や外部環境の認知を適切な行動に改善

### b 支援内容

#### (a) 感覚や認知の活用

視覚、聴覚、触覚などの感覚を十分活用して、必要な情報を収集して認知機能の発達を促す支援を行う。

#### (b) 知覚から行動への認知過程の発達

環境から情報を取得し、そこから必要なメッセージを選択し、行動につなげるという一連の認知過程の発達を支援する。

#### (c) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成

物の機能や属性、形、色、音が変化する様子、空間・時間等の概念の形成を図ることによって、それを認知や行動の手掛かりとして活用できるよう支援する。

#### (d) 数などの習得

数字・数詞対応課題、計数課題、数唱課題などの数概念の習得のための支援を行う。

#### (e) 行動障害への対応

感覚や認知の偏り、コミュニケーションの困難性から生ずる行動障害の予防、及び適切行動への対応の支援を行う。

## (エ) 言語・コミュニケーション

### a ねらい

- (a) 言語の形成・活用及び受容・表出
- (b) コミュニケーションの基礎的能力の向上
- (c) コミュニケーション手段の選択と活用

### b 支援内容

#### (a) 言語の形成と活用

具体的な事物や体験と言葉の意味を結びつけるなどにより、体系的な言語の習得、自発的な発声を促す支援を行う。

- (b) 受容言語と表出言語の支援
  - 話し言葉や各種の文字・記号等を用いて、相手の意図を理解したり、自分の考えを伝えたりするなど、言語を受容し表出する支援を行う。
- (c) 人と相互作用によるコミュニケーション能力の獲得
  - 表情や身振りなどの非言語的コミュニケーション手段などを用いて意思の伝達ができるよう支援する。
- (d) 読み書き能力の獲得のための支援
  - 聴覚に障害のある子どもや発達障害の子どもなどの障害特性に応じた読み書き能力の向上のための支援を行う。
- (e) コミュニケーション機器の活用
  - 各種の文字・記号、絵カード、機器等のコミュニケーション手段を適切に選択、活用し、意思伝達が円滑にできるよう支援する。
- (f) 文字言語、手話、動作によるサインの活用
  - 手話を含む言語、文字の表示、点字、音声、触覚、平易な表現などによる多様なコミュニケーション手段を活用できるよう支援する。

#### (オ) 人間関係・社会性

- a ねらい
  - (a) 他者とのかかわり（人間関係）の形成
  - (b) 自己の理解と行動の調整
  - (c) 仲間づくりと集団への参加
- b 支援内容
  - (a) アタッチメント（愛着行動）の形成
    - 人との関係を意識し、身近な人と真筆な関係を気づき、その信頼感関係を基盤として、周囲の人と安定した関係を形成するための支援を行う。
  - (b) 模倣行動の支援
    - 小さな動き、大きな動き、口の動きなどを模倣することにより、社会性や対人関係の芽生えを支援する。
  - (c) 一人遊びから共同遊びへの支援
    - 周囲に子どもがいても無関心である一人遊びの状態から、役割分担を作ったり、ルールを持って遊ぶ協働遊びを通して、社会性の発達を支援する。
  - (d) 自己の理解とコントロールのための支援
    - 自分のできること、できないことなど自分の行動の特徴を理解し、自己肯定感を強める支援を行う。

(e) 集団への参加への支援

集団に参加するための手順やルールを理解したり、遊びや集団活動に参加できるよう支援する。

イ 移行支援

地域社会で生活する平等の権利の享受と、参加・包容（インクルージョン）の考え方に立ち、障害の有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、障害のある子どもに対する「移行支援」を行うことで、可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようになっていくことが必要である。

また、児童発達支援における専門性とは、障害のある子どもの発達の状況や家族の意向をアセスメントし、地域の保育・教育等の支援が受けられる「後方支援」の役割が求められている。

(ア) ねらい

- a 保育所・認定こども園・幼稚園・小学校・特別支援学校等などへの配慮された移行支援
- b 移行先の保育所・認定こども園・幼稚園・小学校・特別支援学校等の情報共有・調整などの連携
- c 移行先の保育所・認定こども園・幼稚園・小学校・特別支援学校等への支援と支援体制の構築

(イ) 支援内容

- a 具体的な移行先との調整の開始
- b 家族への情報提供
- c 家族の納得と了解
- d 専門家による移行のための会議の開催
- e 子どもの情報・親の意向などについての移行先への伝達
- f 併行通園の積極的な利用
- g 移行先の受け入れ体制づくりへの協力
- h 相談支援等による移行先への支援

ウ 支援に当たっての配慮事項

・特別支援学校幼稚部教育要領等を参考に記述

児童発達支援に携わる職員は、障害のある子どもの発達の特性や発達過程及び障害特性を理解し、一人一人の子どもの障害種別、障害特性及び発達状況に応じた支援を行うことが必要である。

また、障害種別に応じて、設備・備品への配慮のほか、子どもや保護者との意思の疎通、情報伝達のための手話等による配慮が必要である。

- 障害のある子どもの支援に当たっては、障害特性を理解し、その特性に応じた支援を行うことが必要である。
- 視覚に障害のある子どもに対しては、聴覚、触覚及び保有する視覚などを十分に活用して周囲の状況を把握し、活発な活動が展開できるようにすることが必要である。また、身の回りの具体的な事物・事象や動作と言葉とを結び付けて基礎的な概念の形成を図るようにすることが必要である。
- 聴覚に障害のある子どもに対しては、保有する聴覚や視覚的な情報などを十分に活用して言葉の習得と概念の形成を図る指導を進める必要がある。また、言葉を用いて人とのかかわりを深めたり、日常生活に必要な知識を広げたりする態度や習慣を育てる必要がある。
- 知的障害や発達障害のある子どもに対しては、活動内容や環境の設定を創意工夫し、活動への意欲を高めて、発達を促すようにすることが必要である。また、ゆとりや見通しをもって活動に取り組めるよう配慮するとともに、周囲の状況に応じて安全に行動できるようにすることが必要である。
- 肢体不自由の子どもに対しては、幼児の身体の動きや健康の状態等に応じ、可能な限り体験的な活動を通して経験を広めるようにすることが必要である。また、興味や関心をもって、進んで身体を動かそうとしたり、表現したりするような環境を創意工夫することが必要である。
- 医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害児、また、難病や慢性疾病等で医療的な配慮が必要な障害のある子どもに対しては、心身や健康の状態、病気の状態等を十分に考慮し、負担過重にならない範囲で、様々な活動が展開できるようにすることが必要である。また、健康状態の維持・改善に必要な生活環境を身につけることができるようにすることが必要である。

## (2) 家族支援

障害のある子どもを育てる家族に対して、子どもの「育ち」や「暮らし」を安定させることを基本に、丁寧な「家族支援」を行うことが必要である。

### ア ねらい

- (ア) 家族からの相談に対する適切な助言等の支援
- (イ) 家庭の子育て環境の整備
- (ウ) 関係者・関係機関との連携による支援

### イ 支援内容

- (ア) 子どもに関する情報の提供と定期的な支援調整

- (イ) 子育て上の課題の聞きとりと必要な助言
- (ウ) 子どもの発達上の課題についての気づきの促しとその後の支援
- (エ) 子どもを支援する輪を広げるための橋渡し
- (オ) 相談支援専門員との定期的な支援会議や支援計画の調整
- (カ) 関係者・関係機関の連携による支援体制の構築
- (キ) ペアレント・トレーニング（プログラム）の実施
- (ク) 心理的カウンセリングの実施
- (ケ) 家族の組織化と定期的な面会
- (コ) 兄弟姉妹等の支援

### (3) 地域支援

障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達センター等は、保育所、認定こども園、幼稚園、学校等との地域連携及び後方支援としての「地域支援」を行うことが必要である。

#### ア ねらい

- (ア) 地域における連携の核としての役割
- (イ) 地域の子育て環境の構築
- (ウ) 地域の支援体制の構築

#### イ 支援内容

[児童発達支援センター等]

- (ア) 保育所、認定こども園、幼稚園、学校等子育て機関との連携
- (イ) 医療機関、保健所、児童相談所等専門機関との連携
- (ウ) 児童委員、主任児童委員等地域の関係者等との連携
- (エ) 地域支援の体制の構築のための会議の開催
- (オ) 個別のケース検討のための会議の開催
- (カ) （地域自立支援）協議会等への参加
- (キ) 要保護児童対策地域協議会等への参加
- (ク) 児童発達支援センター等の理解のための地域集会への積極的な参加

[特に児童発達支援センター]

- (ア) 連携・ネットワークの中核機関としての役割
- (イ) 保育所等訪問支援の実施
- (ウ) 障害児等療育支援事業、巡回支援専門員整備事業の実施

### 第3章 児童発達支援計画の作成及び評価

#### 1 相談支援との連携

児童発達支援センター等による発達支援の適切な実施においては、障害のある子どもや保護者の生活全般における支援ニーズとそれに基づいた総合的な支援方針等を把握した上で、具体的な支援内容を検討し実施する必要がある。そのためには、障害児相談支援事業者と連携し、障害児利用支援計画との整合性のある児童発達支援計画の作成と支援実施が重要である。

##### (1) 障害児相談支援事業者による障害児支援利用計画案の作成と支給決定

- 障害児相談支援事業に従事する相談支援専門員は、児童発達支援センター等の利用を希望する子どもや保護者の求めに応じて障害児支援利用計画案の作成を行う。
- 相談支援専門員は、子どもや保護者との面談により、子どもの心身の状況や置かれている環境、日常生活の状況、現に受けているサービス、サービス利用の意向などについて子どもや保護者から聞き取った上で、それらに基づいたアセスメントによりニーズを明らかにし、総合的な援助方針を提案する。
- そして、子どもや家族の意向と総合的な援助方針に基づき、生活全般のニーズを充足するために、必要なサービスの組み合わせ、個々のサービスの目的や内容及び量について検討し、子ども又は保護者の同意のもと作成するものである。
- 作成された障害児支援利用計画案を勘案し、当該市町村が児童発達支援センター等の利用についての支給決定を行う。

##### (2) サービス担当者会議の開催と障害児支援利用計画の確定

- 市町村による支給決定後、子どもや保護者の希望を踏まえ、相談支援専門員は、支援を提供する事業者の調整を行い、それらの事業者等を集めたサービス担当者会議を開催する。児童発達支援センター等を利用する場合、サービス担当者会議には、子どもや家族、児童発達支援センター等の児童発達支援管理責任者や従業者、他の支援等を利用している場合にはその担当者、その他必要に応じて、子どもや保護者への支援に関係する者が招集される。
- サービス担当者会議では、障害児支援利用計画案の作成に至る経緯、子どもや保護者の意向と総合的な援助方針、ニーズと支援目標、支援内容等について参加者で共有する。
- サービス担当者会議の参加者は、障害児支援利用計画案の内容について意見交換を行うが、その際、児童発達支援センター等の担当者は、発達支援の専門的な見地からの意見を述べるのが求められる。また、障害児支援利用計画案に位置づけられた当該事業所に期待される役割を確認するとともに、障害のある子どもが、他の

子どもや地域社会から安易に隔離されないための配慮等、子どもの最善の利益の観点から、サービスの提供範囲にとどまらない意見を述べることが重要である。

- 相談支援専門員は、参加者による意見交換を受けてサービス提供の目的や内容を調整し、各担当者の役割を明確にした上で、子ども又は保護者の同意のもと障害児支援利用計画を確定する。確定した障害児支援利用計画は、子どもや保護者を始め、支給決定を担当する市町村、児童発達支援センター等の支援を提供する者に配付され共有される。

### (3) 児童発達支援計画の作成と発達支援の実施

- 児童発達支援センター等の児童発達支援計画は、児童発達支援管理責任者が、障害児支援利用計画における総合的な援助方針や、当該事業所に対応を求められるニーズや支援目標及び支援内容を踏まえて、児童発達支援の具体的な内容を検討し作成する。
- 児童発達支援管理責任者は、子どもや家族への面談等により専門的な視点からのアセスメントを実施する。それにより、発達支援におけるニーズを具体化した上で、適切で具体的な支援内容等について検討し、子ども又は保護者の同意のもと児童発達支援計画を作成するものである。
- 児童発達支援センター等は、作成された児童発達支援計画に基づき発達支援を実施する。

### (4) 障害児相談支援事業者によるモニタリングと障害児利用支援計画の見直し

- 一定期間毎に、相談支援専門員は、子どもと保護者に対する面談により、障害児支援利用計画に基づいた支援の提供状況や効果、支援に対する満足度についてモニタリングを実施する。またサービス担当者会議を開催し、各事業者から支援の提供状況や効果について報告し合うことで現状確認を行う。その結果、現在の支援がニーズの充足のために適切でなかったり、当初のニーズが充足してニーズが変化していたり、新たなニーズが確認された場合は、必要に応じて障害児利用支援計画が見直される。
- サービス担当者会議では、児童発達支援センター等の児童発達支援管理責任者は、その時点までの児童発達支援の提供状況を踏まえて、課題への達成度や気づきの点等の情報を積極的に述べ、必要に応じた障害児支援利用計画の見直しに寄与することが重要である。そのためには、児童発達支援センター等の設置者・管理者は、児



児童発達支援管理責任者或いは従業者のうち、当該子どもの状況に精通した最もふさわしい者を参画させなければならない。

- 障害児利用支援計画の内容が見直され、総合的な支援方針が変更されたり、児童発達支援センター等に求められる役割が変更された場合には、児童発達支援管理責任者は、必要に応じて児童発達支援計画を変更し、適切な発達支援を実施する。

#### (5) その他の連携について

- 児童発達支援センター等による発達支援は、子どもや保護者への生活全般における支援の一部を継続的に実施するものである。このため、日々の支援を担う児童発達支援センター等は、子どもや保護者のニーズの変化を敏感に把握することができる。また、継続的な関わりは、専門的なアセスメントを深め、潜在的なニーズの顕在化にもつながる。
- しかし、それらのニーズは、児童発達支援センター等のみで対応できるものばかりではなく、他の支援機関による対応が必要な場合もある。その場合は適切な支援が調整され提供されるように、速やかに障害児相談支援事業者と連絡を取り合う必要がある。

以上のように、障害児相談支援事業者と児童発達支援センター等の関係性は、単に相談支援専門員が作成した障害児支援利用計画に基づき、児童発達支援管理責任者が児童発達支援計画を作成し支援を実施するという上下の関係ではない。児童発達支援センター等から障害児相談支援事業者へ積極的に働きかけ、子どもや保護者の生活全般のニーズを充足するための双方向のやり取りを行う関係であることに留意して連携する必要がある。

## 2 児童発達支援計画の作成及び評価

児童発達支援管理責任者は、児童発達支援を利用する子どもと保護者のニーズを適切に把握し、児童発達支援が提供すべき支援の内容を踏まえ児童発達支援計画を作成し、すべての従業者が児童発達支援計画に基づいた支援を行っていけるように調整する。また、提供される支援のプロセスを管理し、客観的な評価などを行う役割がある。

### (1) 子どもと保護者及びその置かれている環境に対するアセスメント

- 子どもと保護者及びその置かれている環境を理解するためには、子どもの障害の状態だけでなく、子どもの適応行動の状況を、標準化されたアセスメントツールを使用する等により確認する。

また、子どもの発育状況、自己理解、心理的課題、子どもの興味関心事となっていること、養育環境、これまで受けてきた支援、現在関わっている機関に関すること、地域とのつながり、利用に当たっての希望、将来展望等について必要な情報をとり、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析する。

- 保護者のニーズと子ども自身のニーズは必ずしも一致するわけではないので、子どものニーズを明確化していくことがまず求められる。また、発達段階にある子どものニーズは変化しやすいため、日頃から状況を適切に把握し対応していく必要がある。

## (2) 児童発達支援計画の作成

- 障害児相談支援事業所等が作成した障害児支援利用計画や、自らの事業所でアセスメントした情報について課題整理表等を用いて整理した上で、児童発達支援計画を作成する。
- 児童発達支援計画には、子どもと保護者の生活に対する意向、総合的な支援目標とその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、児童発達支援の提供すべき支援の内容を踏まえた具体的な支援内容、留意事項を含める。
- 児童発達支援計画に、子ども本人のニーズに応じた「支援目標」を設定し、それを達成するために必要な支援について、「本人支援」の5領域に示した「支援内容」から必要な項目を適切に選択し、その上で、具体的な支援内容を設定するものである。なお、「本人支援」の5領域から選択した「支援内容」の項目についても、具体的な支援内容と共に、児童発達支援計画に明記することが必要である。
- 将来に対する見通しを持った上で、障害種別、障害特性や子どもの発達段階を丁寧に把握し、それらに応じた関わり方を考えていくことが必要である。
- 支援手法については、個別活動と集団活動をその子どもに応じて適宜組み合わせる。
- 計画の作成に際しては、従業者から児童発達支援計画の原案について意見を聞く等、担当の従業者を積極的に関与させることが必要である。

## (3) タイムテーブル、活動プログラムの立案

- 児童発達支援センター等における時間をどのようにして過ごすかについて、一人ひとりの児童発達支援計画を考慮し、一日のタイムテーブルを作成する。タイムテーブルは、子どもの生活リズムを大切にし、日常生活動作の習得や、子どもが見通しを持って自発的に活動できるよう促されることが期待される。ただし、提供され

る活動プログラムを固定化することは、経験が限られてしまうことにもなるため、活動プログラムの組合せについて、創意工夫が求められる。

- 発達支援の時間は十分に確保されなければならない、送迎の都合で発達支援の時間が阻害されることのないようタイムテーブルを設定しなければならない。
- 活動プログラムは、子どもの障害種別、障害特性、発達段階、生活状況や課題等に応じた内容を組み立て、従業者も交えながらチームで検討していくことが必要である。
- 集団活動の場合は、対象児の年齢や障害の状態の幅の広さを考慮しながら、活動プログラムを作成する必要がある。子どもの年齢や発達課題が異なることも多いことから、年齢別又は障害別、発達課題別に支援グループを分けることも考慮する必要がある。
- 活動プログラムの内容は、本ガイドラインに記載されている児童発達支援の提供すべき支援の内容等を十分に踏まえたものでなければならない。

#### (4) 児童発達支援計画の実施状況把握（モニタリング）

- 児童発達支援計画は、概ね6ヶ月に1回以上モニタリングを行うことになっているが、子どもの状態や家庭状況等に変化があった場合にはモニタリングを行う必要がある。モニタリングは、目標達成度を評価して支援の効果測定していくためのものであり、単に達成しているか達成していないかを評価するものではなく、提供した支援の客観的評価を行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断する。

#### (5) モニタリングに基づく児童発達支援計画の変更

- モニタリングにより、児童発達支援計画の見直しの必要性が判断された場合は、児童発達支援計画の積極的な見直しを行う。その際、支援目標の設定が高すぎたのか、支援内容があつていなかったのか、別の課題が発生しているのか等の視点で、これまでの支援内容を評価し、今後も支援内容を維持するのか、変更するのかを判断していく。児童発達支援の必要性が低くなった場合は、終結を検討する。なお、支援内容の変更や終結時には、設置者・管理者へ報告する。
- 終結に当たっては、児童発達支援の支援内容等について、関係機関・団体に引き継ぐことが必要である。終結に当たってのモニタリングは、障害児相談支援事業所や家族、保育所等の関係機関とともに行っていくことが必要である。

## 第4章 関係機関との連携

障害のある子どもの発達支援には、様々な関係者や関係機関が関与しており、それらの関係者や関係機関と密に連携し、情報を共有することにより、障害のある子どもに対する理解を深めることが必要である。

このため、児童発達支援センター等は、日頃から地域の保健所・保健センター、病院・診療所、訪問看護ステーション、発達障害者支援センター、障害児相談支援事業所、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校、児童委員や主任児童委員などの関係機関と連携を図り、児童発達支援が必要な子どもと保護者が、円滑に児童発達支援に繋がるとともに、その後も、保育所や学校等に適切な支援が引き継がれていくことが必要である。

また、支援の輪の中において、児童発達支援センター等に期待される役割を認識し、子どもに対し適切な支援を提供することが必要である。

さらに、障害のある子どもが健全に発達していくためには、地域社会とのふれあいが必要であり、そうした観点からは児童発達支援センター等が地域社会から信頼を得ることが重要であるが、そのためには、地域社会に対して、児童発達支援に関する情報発信を積極的に行うなど、地域に開かれた事業運営を心がけることが求められる。

### 1 母子保健や医療機関等との連携

#### (1) 母子保健等との連携

子どもの発達支援の必要性は、出生前の診断、新生児聴覚スクリーニング、乳幼児健診、保育所等の集団生活の中で気づかれる場合などがあり、早期から継続的な支援を行うため、母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関との連携した支援が必要である。

#### (2) 医療機関や専門機関との連携

子どもの事故やけが、健康状態の急変が生じた場合に備え、近隣の協力医療機関をあらかじめ定めておく必要がある。

また、医療的なケアが必要な子どもを受け入れる場合は、子どもの主治医等との連携体制を備えておく必要がある。

さらに、保護者による子どもの虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、児童相談所、児童家庭支援センター、市区町村の児童虐待対応窓口や要保護児童対策地域協議会、保健所等の関係機関・団体と連携して対応を図る必要がある。

## 2 保育所や幼稚園等との連携

子どもが成長し、児童発達支援センター等から地域の保育所や認定こども園、幼稚園の利用に移行する際には、子どもの発達支援の連続性を図るため、保育所等と連携を図りながら、子ども本人の発達の状況や障害の特性、児童発達支援センター等で行ってきた支援内容等について情報共有しながら相互理解を図り、円滑に支援が引き継がれることが必要である。

また、この際は、引継ぎを中心とした移行支援会議において、障害児相談支援事業所と連携することが重要である。

さらに、児童発達支援センターにおいては、保育所等の職員が障害のある子どもへの対応に不安を抱える場合等に、保育所等訪問支援や巡回支援専門員整備、障害児等療育支援事業等の積極的な活用を図るなどにより、適切な支援を行っていくことが重要である。

## 3 他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所等との連携

地域の児童発達支援センターや児童発達支援事業所は、障害種別や障害特性の理解、障害種別や障害特性に応じた活動や支援方法、支援困難事例等について、合同研修やそれぞれからの助言を受けることなどにより、連携を図りながら適切な支援を行っていく必要がある。

また、発達支援上の必要性により、他の児童発達支援センター等を併せて利用する子どもについて、支援内容を相互に理解しておくため、保護者の了解を得た上で、他の児童発達支援センター等の事業所との間で、子ども本人の日常生活動作の状況や留意事項、相互の支援内容や個別支援計画の内容等について情報共有を図ることが必要である。

## 4 学校や放課後等デイサービス事業所等との連携

- 子どもが成長し、児童発達支援センター等から小学校や特別支援学校に進学する際には、子どもの発達支援の連続性を図るため、保護者の了解を得た上で、児童発達支援計画の内容だけでなく、子ども本人の発達の状況や障害の特性、児童発達支援センター等で行ってきた支援内容等について情報共有を図り、円滑に支援が引き継がれることが必要である。

また、児童発達支援センターにおいては、小学校や特別支援学校への保育所等訪問支援等の実施により、子どもの支援が継続できるようにしていくことも必要である。

- 放課後等デイサービスの利用を開始する場合についても、放課後等デイサービス計画が適切に作成されるよう、学校の場合と同様に情報の共有が必要である。また、放課後等デイサービス利用開始後も、より適切な発達支援を実施するために連携体制を継続し、必要な情報提供や助言を行うことが必要である。

こうした、支援の移行の際は、引継ぎを中心とした移行支援会議において、障害児相談支援事業所と連携することが重要である。

## 5 協議会等への参加や地域との連携

児童発達支援センター等は、(地域自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て等へ積極的に参加すること等により、関係機関・団体との関係性を構築していく必要がある。

また、保護者による子どもの虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市区町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等へ参加する必要がある。

さらに、日頃から地域の行事や活動に参加できる環境を作るため、自治会の会合に参加することや、地域のボランティア組織と連絡を密にするなどの対応をとることが必要である。

## 第5章 児童発達支援の提供体制

・放課後等デイサービスガイドライン等を参考に記述

### 1 職員配置及び職員の役割

#### (1) 適切な職員配置

- 児童発達支援センターにおいては、嘱託医、児童発達支援管理責任者、児童指導員及び保育士、機能訓練担当職員（機能訓練を行う場合）の配置が必須であり、主に重症心身障害児に対して児童発達支援を行う場合は、看護師、機能訓練担当職員の配置を行い、医療的ケア等の体制を整える必要がある。
- 児童発達支援事業所においては、児童発達支援管理責任者、指導員又は保育士、機能訓練担当職員（機能訓練を行う場合）の配置が必須であり、主に重症心身障害児に対して児童発達支援を行う場合は、指導員又は保育士に替えて、児童指導員又は保育士、さらに嘱託医、看護師、機能訓練担当職員の配置を行い、医療的ケア等の体制を整える必要がある。
- 常時見守りが必要な子どもへの支援等のために、必要に応じ、指導員又は保育士について、人員配置基準を上回って配置することも考慮する必要がある。
- 児童発達支援管理責任者が個々の子どもについて作成する児童発達支援計画に基づき、適切な知識と技術をもって活動等が行われるよう、支援の単位ごとに、従業者を統括する指導的役割の職員が配置されている必要があり、この職員には保育士等の資格を保有する者を充てる等、支援の質の確保の視点から、適切な職員配置に留意する必要がある。

#### (2) 設置者・管理者の責務

- 設置者・管理者は、児童発達支援センター等の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、設置者・管理者としての専門性等の向上を図るとともに、児童発達支援の質及び職員の資質向上のために必要な環境の確保を図らなければならない。
- 設置者・管理者は、児童発達支援センター等が適切な支援を安定的に提供することにより、障害のある子どもの発達に貢献するとともに、子どもや保護者の満足感、安心感を高めるために、組織運営管理を適切に行わなければならない。
- 設置者・管理者は、各職員が目指すキャリアパスに応じた研修等に参加することができるよう、職員の勤務体制等を工夫し、職員一人一人の資質及び専門性の向上の促進を図らなければならない。
- 設置者・管理者は、職員一人ひとりの倫理観及び人間性を把握し、職員としての

適性を適確に判断する責任がある。

- 設置者・管理者は、質の高い支援を確保する観点から、従業者等が心身ともに健康で意欲的に支援を提供できるよう、労働環境の整備を図る必要がある。

### (3) 設置者・管理者による組織運営管理

設置者・管理者は、事業所の運営方針や、児童発達支援計画、日々の活動に関するタイムテーブルや活動プログラムについて、その Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）で構成される一連のプロセス（PDCAサイクル）を、児童発達支援管理責任者及び従業者の積極的な関与のもとで繰り返し、事業所が一体となって不断に支援の質の向上を図ることが重要である。

また、設置者・管理者は、PDCAサイクルを繰り返すことによって、継続的に事業運営を改善する意識を持って、児童発達支援管理責任者及び従業者の管理及び事業の実施状況の把握その他の管理を行わなければならない。

### ア 事業運営の理念・方針の設定・見直しと職員への徹底

- 児童発達支援センター等の事業所ごとに、運営規程を定めておくとともに、児童発達支援管理責任者及び従業者に運営規程を遵守させておかなければならない。運営規程には以下の重要事項は必ず定めておく必要がある。

#### 【運営規程の重要事項】

- ・ 事業の目的及び運営の方針
  - ・ 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - ・ 営業日及び営業時間
  - ・ 利用定員
  - ・ 児童発達支援の内容並びに保護者から受領する費用の種類及びその額
  - ・ 通常の実業の実施地域
  - ・ サービスの利用に当たっての留意事項
  - ・ 緊急時等における対応方法
  - ・ 非常災害対策
  - ・ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
  - ・ 虐待の防止のための措置に関する事項
  - ・ その他運営に関する重要事項
- 事業の目的及び運営方針は、本ガイドラインに記載されている児童発達支援の役割や児童発達支援の提供すべき内容や、地域での子どもや保護者の置かれ



た状況、児童発達支援が公費により運営される事業であること等を踏まえ、適切に設定する。

- 事業の目的及び運営方針の設定や見直しに当たっては、児童発達支援管理責任者及び従業者が積極的に関与できるように配慮する。
- 児童発達支援管理責任者及び従業者の採用に当たっては、事業所の目的及び運営方針を始めとした運営規程の内容を丁寧に説明するとともに、様々な機会を通じて繰り返しその徹底を図る。

#### イ 複数のサイクル（年・月等）での目標設定と振り返り

- P D C Aサイクルにより不断に業務改善を進めるためには、児童発達支援管理責任者及び従業者が参画して、複数のサイクル（年間のほか月間等）で事業所としての業務改善の目標設定とその振り返りを行うことが必要である。
- 可能な限り第三者による外部評価を導入して、事業運営の一層の改善を図る。

#### ウ 自己評価結果の公表

- 上記の年間の振り返りにあたっては、本ガイドライン及び別添の「事業者向け児童発達支援自己評価表」及び「保護者等向け児童発達支援自己評価表」による自己評価を行い、おおむね1年に1回以上、児童発達支援の質の評価及び改善の内容について、利用者や保護者等に向けて、インターネットのホームページや会報等で公表していくことが必要である。

#### エ コミュニケーションの活性化等

- P D C Aサイクルによる業務改善が適切に効果を上げるには、現状の適切な認識・把握と、事業所内での意思の疎通・情報共有が重要である。
- サービス提供の日々の記録については、児童発達支援管理責任者が掌握する以外に、従業者同士での情報共有を図ることも支援の質の向上のために有用である。職場での何でも言える雰囲気作りや職員同士のコミュニケーションの活性化も設置者・管理者の役割である。
- 児童発達支援計画の作成・モニタリング・変更の結果について、児童発達支援管理責任者から報告を受ける等、児童発達支援管理責任者や従業者の業務の管理及び必要な指揮命令を行う。
- 支援内容の共有や職員同士のコミュニケーションの活性化が事業所内虐待の防止や保護者による虐待の早期発見に繋がるものであることも認識しておく

ともに、設置者・管理者も、適切な支援が提供されているか掌握しておく必要がある。

#### オ 子どもや保護者の意向等の把握

- P D C Aサイクルによる業務改善を進める上で、アンケート調査等を実施して、支援を利用する子ども及び保護者の意向や満足度を把握することが必要である。
- 子ども及び保護者の意向等を踏まえて行うこととした業務改善への取組については、子ども及び保護者に周知していくことが必要である。

#### カ 支援の継続性

- 児童発達支援は、子どもや保護者への支援の継続性の観点から継続的・安定的に運営することが必要である。やむを得ず事業を廃止し又は休止しようとする時は、一月前までに都道府県知事等に届け出なければならない。この場合、子どもや保護者に事業の廃止又は休止しようとする理由を丁寧に説明するとともに、他の児童発達支援センター等を紹介する等、子どもや保護者への影響が最小限に抑えられるように対応することが必要である。

## 2 施設及び設備

- 児童発達支援センター等は、児童発達支援を提供するための設備及び備品を適切に備えた場所である必要がある。様々な障害のある子どもが安全に安心して過ごすことができるようバリアフリー化や情報伝達への配慮等、個々の子どもの態様に応じた工夫が必要である。
- 児童発達支援事業所の指導訓練室については、床面積の基準は定められていないが、児童発達支援センターが児童発達支援事業を行う場合においては、子ども一人当たり2.47㎡の床面積が求められていることを参考としつつ、適切なスペースの確保に努めることが必要である。
- 子どもが生活する空間については、指導訓練室のほか、おやつや学校休業日に昼食がとれる空間、静かな遊びのできる空間、雨天等に遊びができる空間、子どもが体調の悪い時等に休息できる静養空間、年齢に応じて更衣のできる空間等を工夫して確保することが必要である。

また、室内のレイアウトや装飾にも心を配り、子どもが心地よく過ごせるように工夫することが必要である。

- 屋外遊びを豊かにするため、屋外遊技場の設置や、近隣の児童遊園・公園等を有効に活用することが必要である。
- 備品については、遊具のほか、障害種別、障害特性及び発達状況に応じた支援ツールを備えることも考慮していくことが必要である。

### 3 定員

設備、従業者等の状況を総合的に勘案し、適切な生活環境と事業内容が確保されるよう、障害のある子どもの情緒面への配慮や安全性の確保の観点から、適切な利用定員を定めることが必要である。

### 4 衛生管理、安全対策

障害のある子どもや保護者が安心して児童発達支援センター等の支援を受け続けられるようにするためには、児童発達支援センター等を運営する中で想定される様々なリスク、例えば、子どもの健康状態の急変、非常災害、犯罪、感染症の蔓延等に対する、訓練や対応マニュアルの策定、関係機関・団体との連携等により、日頃から十分に備えることが必要である。

#### (1) 衛生・健康管理

- 感染症の予防や健康維持のため、職員に対し常に清潔を心がけさせ、手洗い、うがい、手指消毒の励行、換気等の衛生管理を徹底することが必要である。
- 感染症又は食中毒が発生した場合の対応や、排泄物又は嘔吐物等に関する処理方法について対応マニュアルを熟知し、マニュアルに沿って対応する。また、職員にマニュアルの周知徹底することが必要である。
- インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症により集団感染の恐れがある場合は、子どもの安全確保のために状況に応じて休所とする等適切に対処するとともに、保護者や各関係機関・団体との連絡体制を構築しておく必要がある。
- 子どもの来所時の健康チェック等、健康管理に必要となる器械器具の管理を適正に行う必要がある。
- 食物アレルギーのある子どもについては、医師の指示書に基づき、食事やおやつを提供する際に、除去食や制限食で対応できる体制を整えることが必要である。

#### (2) 非常災害・防犯対策

- 非常災害に備えて消火設備等の必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の避難方法や、関係機関・団体への通報及び連絡体

制を明確にするとともに、それらを定期的に職員や保護者に周知しなければならない。

- 非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
- 重大な災害の発生や台風の接近等により危険が見込まれる場合、特に教育委員会や学校が休校や下校時刻を早める等の判断を発表した場合には、子どもの安全確保のために状況に応じて休所とする等適切な対処をするとともに、保護者や学校等関係機関・団体との連絡体制を構築しておく必要がある。
- 障害種別や障害特性ごとの災害時対応について理解しておき、子どもごとの児童発達支援計画に災害時の対応について記載させることも必要である。  
特に医療的ケアが必要な子どもについては、保護者や主治医等との間で災害発生時の対応について綿密に意思疎通を図っておくことが重要であり、職員に徹底する。
- 子どもが犯罪に巻き込まれないよう、事業所として防犯マニュアルの策定や、地域の関係機関・団体等と連携しての見守り活動、子ども自身が自らの安全を確保できるような学習支援等の防犯への取組が必要である。

### (3) 緊急時対応

- 子どもの事故やケガ、健康状態の急変が生じた場合は、速やかに保護者、協力医療機関及び主治医に連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。  
また、緊急時における対応方法について「緊急時対応マニュアル」を策定するとともに、職員は緊急時における対応方針について理解し、予め設定された役割を実行できるように訓練しておく必要がある。
- 特に、常時、医療的ケアを必要とする子どもに対しては、窒息や気管出血等、生命に関わる事態への対応を熟知しておくとともに、実践できるようにしておく必要がある。

### (4) 安全確保

- サービス提供中に起きる事故やケガを防止するために、室内や屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行い、危険を排除することが必要である。
- 発生した事故事例や、事故につながりそうな事例の情報を収集し、ヒヤリハット事例集を作成し、職員間で共有することが必要である。

## 5 適切な支援の提供

- 児童発達支援の提供すべき支援の内容等について理解するとともに、日々の支援を

適切に提供する。

- 設備、職員等の状況を総合的に勘案し、適切な生活環境と事業内容が確保されるよう、障害のある子どもの情緒面への配慮や安全性の確保の観点から、利用定員の規模や、室内のレイアウトや装飾等に心を配り、必要に応じて改善を図る。また、着替えや排泄の介助等については、同性介護を基本とする等、配慮することが求められる。
- 児童発達支援計画に沿って、それぞれの子どもたちの障害種別、障害特性、発達段階、生活状況や課題に細やかに配慮しながら支援を行えるように注意する。
- 職員は常に意思の疎通を図り、円滑なコミュニケーションが取れるようにすることが必要である。
- 支援開始前には職員間で必ず打合せを実施し、その日行われる支援の内容や役割分担について把握する。
- 支援終了後の打合せを実施し、その日の支援の振り返りをし、子どもや家族との関わりで気づいた点や、気になった点について職員間で共有する。
- その日行った支援の手順、内容、利用者の反応や気付きについて、記録をとらなければならない。また、日々の支援が目標や計画に沿って行われているか、記録に基づいて検証し、支援の改善や自らのスキルアップに繋げていく必要がある。

## 6 保護者との関わり

子どもと保護者の満足感、安心感を高めるためには、提供する支援の内容を保護者とともに考える姿勢を持ち、子どもや保護者に対する丁寧な説明を常に心がけ、子どもや保護者の気持ちに寄り添えるように積極的なコミュニケーションを図る必要がある。

### (1) 保護者との連携

- 日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持つことが重要である。このため、医療的ケアの情報や、気になることがあった場合の情報等について、連絡ノート等を通じて保護者と共有することが必要である。また、必要に応じて、家庭内での養育等についてペアレント・トレーニング等を活用しながら、子どもの育ちを支える力をつけられるよう支援したり、環境整備等の支援を行ったりすることが必要である。
- 送迎時の対応について、事前に保護者と調整していくことが必要である。また、施設内でのトラブルや子どもの病気・事故の際の連絡体制について、事前に保護者と調整し、その内容について職員間で周知徹底しておく必要がある。
- 設置者・管理者は、職員が行う保護者への連絡や支援について、随時報告を受けたりすることや記録の確認等により、把握・管理することが必要である。

## (2) 子どもと保護者に対する説明責任等

子どもと保護者が児童発達支援を適切かつ円滑に利用できるよう、説明責任を果たすとともに、必要な支援を行う責務がある。

### ア 運営規定の周知

運営規程については、事業所内の見やすい場所に掲示する等により、その周知を図る。

### イ 子どもと保護者に対する運営規程や児童発達支援計画の内容についての丁寧な説明

子どもと保護者には、利用申込時において、運営規程や支援の内容を理解しやすいように説明を行う必要がある。特に、支援の内容、人員体制（資格等）、利用者負担、苦情処理の手順、緊急時の連絡体制等の重要事項については文書化の上、対面で説明する。

また、児童発達支援計画の内容については、その作成時、変更時に子どもと保護者に対して丁寧に説明を行う必要がある。

### ウ 保護者に対する相談援助等

- 保護者が悩み等を自分だけで抱え込まないように、保護者からの相談に適切に応じ、信頼関係を築きながら、保護者の困惑や将来の不安を受け止め、専門的な助言を行うことも必要である。例えば、保護者との定期的な面談（最低限モニタリング時に実施することが望ましい）や訪問相談等を通じて、子育ての悩み等に対する相談を行ったり、子どもの障害について保護者の理解が促されるような支援を行うことが必要である。
- 父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催したりすることにより、保護者同士が交流して理解を深め、保護者同士のつながりを密にして、安心して子育てを行っていただけるような支援を行うことが必要である。また、家族支援は保護者に限った支援ではなく、きょうだいや祖父母等への支援も含まれる。特にきょうだいは、心的負担等から精神的な問題を抱える場合も少なくないため、例えば、きょうだい向けのイベントを開催する等の対応を行っていくことも必要である。
- 設置者・管理者は、職員に対して、保護者との定期的な面談や保護者に対する相談援助について、その適切な実施を促すとともに、随時報告を受けることや記録の確認等により、把握・管理する必要がある。

### エ 苦情解決対応

- 児童発達支援に対する子どもや保護者からの苦情について、迅速かつ適切に対応するために、苦情（虐待に関する相談も含む）を受け付けるための窓口や苦情

受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員の設置、解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られる仕組みを構築することが求められる。

- 苦情受付窓口については、子どもや保護者に周知するとともに、第三者委員を設置している場合には、その存在についても、子どもや保護者に周知する。
- 設置者・管理者は、苦情解決責任者として、迅速かつ適切に対応する。

#### オ 適切な情報伝達手段の確保

- 事業所は定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信することが必要である。
- 視覚障害や聴覚障害等の障害種別に応じて、子どもや保護者との意思の疎通、情報伝達のための手話等による配慮が必要である。

### 7 地域に開かれた事業運営

- 地域住民の事業所に対する理解の増進や地域の子どもとしての温かい見守り、地域住民との交流活動の円滑な実施等の観点から、事業所はホームページや会報等を通じて活動の情報を積極的に発信することや、事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図ることが必要である。
- 実習生やボランティアの受入れは、事業所及び実習生やボランティア双方にとって有益であり、積極的に対応することが望ましい。ただし、実習生やボランティアの受入れに当たっては、事故が起きないように適切な指導を行う等の対応が必要である。また、実習生やボランティアの受入れにあたっては、事業所の理念やプログラム内容及び障害のある子どもの支援上の注意事項等を理解させることが必要である。

### 8 秘密保持等

- 設置者・管理者は、職員等（実習生やボランティアを含む。）であった者が、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないように、誓約書の提出や雇用契約に明記する等、必要な措置を講じなければならない。
- 関係機関・団体に子ども又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により保護者等の同意を得させておかなければならない。また、ホームページや会報等に子ども又は保護者の写真や氏名を掲載する際には、保護者の許諾を得ることが必要である。
- 職員等は、その職を辞した後も含めて、正当な理由がなく業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

## 第6章 支援の質の向上と権利擁護

・放課後等デイサービスガイドライン等を参考に記述

### 1 支援の質の向上への取り組み

適切な支援を安定的に提供するとともに、支援の質を向上させるためには、支援に関わる人材の知識・技術を高めることが必要であり、そのためには、様々な研修の機会を確保するとともに、知識・技術の取得意欲を喚起することが重要である。

また、職員が児童発達支援センター等における課題について共通理解を深め、協力して改善に努めることができる体制を構築するためには、日常的に職員同士が主体的に学び合う姿勢が重要である。そのため、児童発達支援センター等において職場研修を行い、職員は当該研修を通じて、常に自己研鑽を図る必要がある。

また、外部で行われる研修等へ積極的に参加し、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上を図る必要がある。

#### (1) 職員の知識・技術の向上

- 職員の知識・技術の向上は、児童発達支援の提供内容の向上に直結するものであり、職員の知識・技術の向上への取組は、設置者・管理者の重要な管理業務の一つである。
- 設置者・管理者は、職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、その計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保することが必要である。資質の向上の支援に関する計画の策定に際しては、職員を積極的に参画させることが必要である。
- 児童発達支援を適切に提供する上で、児童発達支援に期待される役割、障害のある子どもの発達段階ごとの特性、障害種別・障害特性、関連する制度の仕組み、関係機関・団体の役割、児童虐待への対応、障害者の権利に関する条約の内容等を理解することが重要であり、職員に対してこうした知識の習得に向けた意欲を喚起する必要がある。
- 障害種別、障害特性に応じた支援や発達段階に応じた支援、家族支援等に係る適切な技術を職員が習得することが、子どもの発達支援や二次障害の予防、家庭養育を支えるといった視点から重要であり、職員に対してこうした技術の習得に向けた意欲を喚起する必要がある。

#### (2) 研修受講機会等の提供

- 設置者・管理者は、職員の資質向上を図るため、研修を実施する等の措置を講じなければならない。



具体的には自治体や障害児等関係団体が実施する研修等への職員の参加、事業所における勉強会の開催、事業所に講師を招いての研修会の実施、職員を他の事業所等に派遣しての研修、事業所内における職員の自己研鑽のための図書の整備等が考えられる。

- 児童発達支援管理責任者は、従業者に対する技術指導及び助言を行うことも業務となっており、設置者・管理者は、事業所内における研修の企画等に当たっては、児童発達支援管理責任者と共同して対応していくことが必要である。

## 2 権利擁護

### (1) 虐待防止の取組

- 設置者・管理者は、職員による子どもに対する虐待を防止するため、虐待防止委員会の設置等、必要な体制の整備が求められる。

虐待防止委員会の責任者は、通常、管理者が担うこととなる。虐待防止委員会を組織的に機能させるために、苦情解決の第三者委員等の外部委員を入れてチェック機能を持たせるとともに、児童発達支援管理責任者等、虐待防止のリーダーとなる職員を虐待防止マネージャーとして配置し、研修や虐待防止チェックリストの実施等、具体的な虐待防止への取組を進める。

- 設置者・管理者は、職員に対する虐待防止啓発のための定期的な研修を実施し、又は自治体が発行する研修を受講させるほか、自らが虐待防止のための研修を積極的に受講する等により、児童虐待防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下、「児童虐待防止法」という。）及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）について理解し、虐待の防止への取組を進める必要がある。特に、「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」は必ず読むようにする。

各都道府県で実施する虐待防止や権利擁護に関する研修を受講した場合には、児童発達支援センター等で伝達研修を実施することが重要である。

- 職員は虐待を発見しやすい立場にあることを認識し、子どもの状態の変化や家族の態度等の観察や情報収集により、虐待の早期発見に努めさせる必要がある。
- 職員等（実習生やボランティアを含む。）からの虐待（特に性的虐待）は、密室化した場所で起こりやすいことから、送迎の車内を含め、密室化した場所を極力作らないよう、常に周囲の目が届く範囲で支援を実施する必要がある。
- 職員等（実習生やボランティアを含む。）から虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合（相談を受けて虐待と認識した場合を含む。）は、障害者虐待防止法第

16条に規定されている通報義務に基づき、通所給付決定をした市区町村の窓口に通報する。この時に、市区町村に通報することなく、事業所の中だけで事実確認を進め、事態を収束させてしまうと通報義務に反することとなるため、必ず市区町村に通報した上で行政と連携して対応を進める必要がある。

- 保護者による虐待については、保護者に対する相談支援やカウンセリング等により未然防止に努めることが重要であることを認識する。
- 保護者による虐待を発見した場合は、児童虐待防止法第6条に規定されている通報義務に基づき、市区町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所等へ速やかに通告するよう徹底する必要がある。虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市区町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所、市区町村の児童虐待対応窓口や保健所等の関係機関・団体と連携して対応を図っていくことが求められる。

## (2) 身体拘束への対応

- 職員等（実習生やボランティアを含む。）が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限することや、自分の意思で開けることのできない居室等に隔離すること等は身体拘束に当たり、緊急やむを得ない場合を除き、禁止されている。
- やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性、非代替性、一時性が要件となるが、身体拘束の検討が必要なケースについては、代替性がないか等について慎重に検討した上で、それでもなお、身体拘束を行わざるを得ない事態が想定される場合には、いかなる場合にどのような形で身体拘束を行うかについて組織的に決定する必要がある。児童発達支援管理責任者に対しては、児童発達支援計画に、身体拘束が必要となる状況、身体拘束の態様・時間等について、子どもや保護者に事前に十分に説明をし、了解を得た上で記載させることが必要である。
- 身体拘束を行った場合には、行った担当者または児童発達支援管理責任者から、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項の記録とともに報告を受ける。なお、必要な記録がされていない場合は、運営基準違反となることを認識しておく必要がある。